

平成31年度主要事業について

介護人材の確保

- 介護に関する入門的研修事業(新規)
- 介護助手採用モデル事業(拡充)
- 島しょ地域介護人材確保対策事業(拡充)

労働環境の改善

- 介護ロボット導入支援事業(新規)
- 介護職員産休代替職員配置支援事業

沖縄県こども生活福祉部
高齢者福祉介護課 在宅福祉班

介護に関する入門的研修事業

H31新規事業(予定)

事業目的・成果

- 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
- 具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施から研修受講後の介護施設・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

< 事業イメージ >



研修内容及び時間数

介護に関する基礎知識など計21時間

主な対象者

- 定年退職予定者
- 中高年齢者
- 子育てが一段落した者
- 地域住民等

その他

介護職員初任者研修・生活援助従事者研修課程の科目一部免除が可能

- ・ 定年退職予定者
- ・ 中高年齢者
- ・ 主婦
- ・ 地域住民
- ・ 学生 等

介護助手採用モデル事業(継続事業)

事業の目的・実現すべき成果

●介護の現場において、介護福祉士等が専門的な業務に専念できる環境を築き、介護職員の負担軽減を図ることを目的に、介護施設等で身体的介助を行わない周辺の業務に従事する者(以下「介護助手」という。)の採用促進を図る。

課題・問題点等

(事業所側)

●高齢者人口の増加に伴い、2025年に全国で約35万人、本県でも4,500人の介護人材が不足すると推計。少子化による労働人口の減少や、介護職が抱える様々な課題等の影響もあり、介護人材の確保は喫緊の課題。

●介護現場では、介護専門職(介護福祉士等)が担う専門的な業務以外にも、多くの周辺業務(食事の配膳、ベッドメイク、選択、清掃等)があり、介護現場の負担となっている現状がある。

(求職者側)

●介護の仕事に対するネガティブなイメージを払拭するため、仕事の内容ややりがい等を知ってもらう必要がある。

事業内容

●介護助手の活用策等について事業所向けセミナーの開催

●介護助手を導入する事業所の取組を支援

・モデル事業所の募集/決定

(対象: H30特養及び老健施設→H31介護サービス事業所)

・介護助手として働くことを希望する者への募集広告

※H30は求職者向け説明会も開催

・受入先事業所に対する要した費用への補助(人件費)

・各事業所取組の取りまとめ

【モデル事業所】

・対象事業所: **15事業所×最大2人**

・参加者に従事させる業務内容の検討

・3ヶ月程度の雇用※事業終了後も継続雇用されることが目標

・効果等の検証・報告

●県HP等での各事業所取組の公表

事業スキーム

沖縄県

委託

介護労働安定センター

①事業所向けセミナーの開催

②受入事業所の募集/決定

⑧各事業所取組のとりまとめ

③参加者の募集広告

⑨受入事業所への人件費等補助

各事業所

⑤事前の職場見学、説明会

⑥3ヶ月程度の雇用

⑦効果等の検証・報告

④参加申込み

④-2 委託

・一般求職者
・入門的研修修了者
(H31開始)

障害者就労支援事業所等

主な介護助手業務(参考)

食事関連業務	テーブル拭き、エプロン・おしぼりの配布、コップ洗浄、口腔ケア用品の洗浄、お茶入れ、食事の盛りつけ、配膳、下膳、残菜の片付け、椅子の整理、食器洗いなど
入浴関連業務	浴槽・浴室の清掃、入浴準備、入浴衣類の準備など
排泄関連業務	おむつ等のゴミ捨て、ポータブルトイレの掃除、共同トイレ清掃、清拭巻、使用済排泄用品の破棄、排泄物の処理など
リネン交換関連業務	シーツ交換、枕カバー交換、利用者の衣類交換、備品の交換補充、ベッドマットの回収・乾燥・取替、包布交換
居室清掃関連業務	ベッド下・周辺の掃除、消毒薬による床清掃、ドアノブ等の消毒清掃、窓枠・ガラス清掃、床頭台清掃、コップ洗浄、口腔ケア準備、トイレの清掃、ゴミ処理、加湿器への水入れ、セラ水の噴霧、車椅子掃除
清掃関連業務	共用スペース、職員用スペース、共有トイレの清掃、施設廻りの清掃、使用物品の設置・補充、ゴミの回収・破棄、ユニット共有部分の清掃
洗濯関連業務	洗濯、乾燥、洗濯機・乾燥機の清掃、衣類の補修、衣類の量みと仕分け
送迎関連業務	入院や退院の時の送迎、病院受診時の送迎
修繕関連業務	車椅子・介護機器の修繕及び保守、施設設備・電気等の営繕
備品等関連業務	備品・消耗品の管理及び発注、防災備蓄品の管理

※神奈川県高齢者福祉施設協議会資料参照

介護に付帯する周辺業務整理・区分

Aクラス	一定程度の専門的な技術・知識や経験が必要で、より介護に近い業務 例) 認知症の方への対応や見守り、利用者とコミュニケーションを要するレクリエーションの補助、趣味活動のサポート等
Bクラス	比較的短時間(数時間程度)の研修や指導によりら得られる程度の専門性が必要となる業務 例) 身体状況に合わせたベッドメイク、個別の注意を要する配膳・下膳など
Cクラス	単純作業としてのベッドメイクやリネン交換、清掃・片付けなどの環境整備、物品の補充・準備など

※全国老人保健施設協会資料抜粋

平成 31 年度 島しょ地域介護人材確保対策事業(案)

平成 29 年度より「離島地域」の介護サービス事業所を対象に、人材の確保、定着、人材育成を支援するため、①介護専門職員の受入、②職場内研修、③介護支援専門員の法定研修受講に要する経費の一部を補助しているところ。

直近(H30年11月)の介護関係の新規有効求人倍率は3.79倍と非常に厳しい状況となっており、県全域で介護人材確保対策を強化していく必要がある。



H31改正点

■支援メニューの追加

→④介護専門職員採用のための企業説明会等参加に要する費用を補助

■対象地域を拡充

→過疎地域(北部3村)の介護サービス事業所は全メニューを対象とする。

→沖縄本島の介護サービス事業所は一部メニューを対象とする。

①県外から介護専門職員の受入に要した費用を補助

④介護専門職員採用のために県外での企業説明会等参加に要する費用を補助

事業概要

1 補助対象者

①県内離島及び過疎地域で、介護保険法に基づく介護サービス(基準該当サービス及び離島等相当サービスを含む)を提供する事業所を運営する社会福祉法人や民間事業者等は全支援メニューを対象とする。

②沖縄本島内で介護保険サービスを提供する事業所を運営する社会福祉法人や民間事業者等は、県外からの人材確保に係る支援メニューを対象とする。

1 補助内容等

(1)介護専門職員の受け入れ

《補助要件》 平成31年1月1日から平成31年12月31日の間に、事業所等の所在する離島・過疎地域以外に居住していた看護師、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を新たに雇用し、かつ、当該職員が3ヶ月就労したこと(到達日が平成31年4月1日以降)

《補助対象経費》 赴任旅費、運搬費(引越、車両運搬等)、住宅の賃貸借契約に係る初期費用(敷金・礼金)

※補助事業者が当該職員に赴任旅費、その他手当(就職支度金等)として相当額を支給した場合は含みません。

《補助率・補助額》 新規雇用者1人あたり、補助対象経費の2/3(200,000円を上限)を補助
《留意事項》 沖縄本島内の事業所が県外から介護専門職を雇い入れる場合も対象とする。

(2)職場内研修

《補助要件》 島外又は過疎地域外から講師を招いて職員の資質向上や職場環境の改善等に資するための研修等を実施する場合

《補助対象経費》 報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費等)、役務費、委託料等

《補助率・補助額》 1回あたり、補助対象経費の2/3(150,000円を上限)を補助

(3)介護支援専門員の法定研修受講

《補助要件》 介護支援専門員が島外又は過疎地域外での法定研修を受講する場合

《補助対象経費》 旅費

※旅費は航空運賃、船賃、宿泊料のみを対象とする。

※宿泊は研修日程の前日から最終日当日まで認め、1泊9,800円以内とする。

《補助率・補助額》 1人あたり、補助対象経費の2/3(100,000円を上限)を補助

(4)介護専門職採用のための企業説明会等参加(新規)

《補助要件》 (1)に示した介護専門職員を採用するために、島外又は過疎地域外並びに県外での企業説明会等に参加した場合

《補助対象経費》 旅費

※旅費は航空運賃、船賃、宿泊料のみを対象とする。

※宿泊は開催日の前日から最終日当日まで認め、1泊9,800円以内とする

《補助率・補助額》 補助対象経費の2/3(300,000円を上限)を補助

※年間複数回参加した場合でも上限は同額とする。

《留意事項》 沖縄本島内の事業所が県外で企業説明会等に参加する場合も対象とする。

4 問い合わせ先

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課 在宅福祉班(担当:川平)

電話 : 098-866-2214 / FAX : 098-862-6325

Mail : aa021156@pref.okinawa.lg.jp

※新年度以降、県ホームページ等で改めて周知する予定。

介護ロボット導入支援事業

H31新規事業(予定)

事業目的・成果

○介護ロボットは介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するために有効であるが、市場化されて間もない状況にあるものが多く、価格が高額である。

そのため、広く一般の介護事業所における取組みの参考となるよう先駆的な取組みに対して支援を行うことで、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、介護人材確保に繋げることを目的とする。

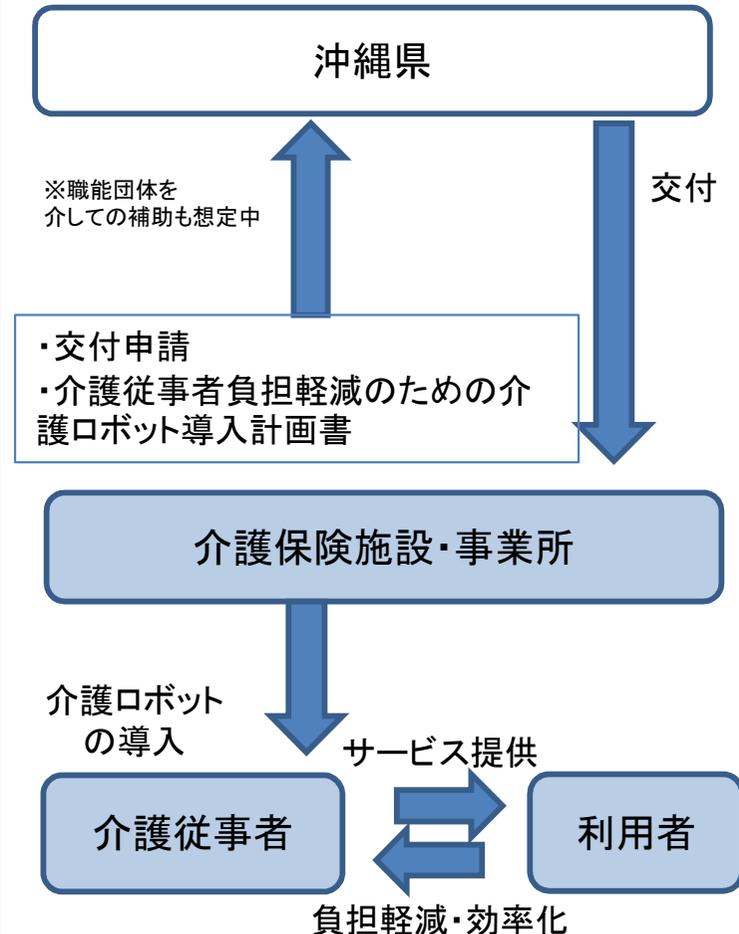
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- 補助額**
1機器につき補助額30万円。ただし60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- 一回当たりの限度台数**
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- 介護ロボット導入計画との関係**
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



介護職員産休代替職員配置支援事業(継続事業)

事業の目的・実現すべき成果

●介護施設等で勤務する介護職員等が出産又は傷病のため、長期にわたって継続的に休暇を必要とする場合、当該介護職員等の職務を行う代替職員を臨時的に配置するために必要な費用を補助することで、介護職員等の母体の保護又は専心療養の保障に努め、職場環境の改善及び介護サービス利用者の処遇の確保を図る。

課題・問題点等

●高齢者人口の増加に伴い、2025年に全国で約35万人、本県でも4,500人の介護人材が不足すると推計。少子化による労働人口の減少や、介護職が抱える様々な課題等の影響もあり、介護人材の確保は喫緊の課題。

●介護人材の確保にあたり、出産等に伴う離職を防止し、安心して働ける環境を整備することで、職員の定着を図る必要がある。

事業内容

●介護サービス事業所に対して、産休又は病休代替職員配置に要する経費の補助

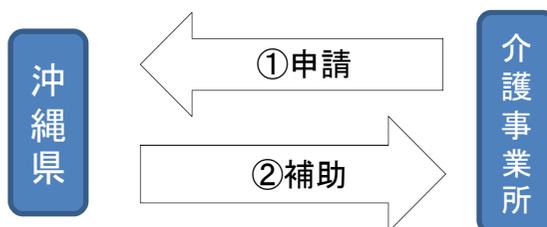
(1) 補助対象期間

・産休: 出産予定日の8週間(多胎妊娠は14週間)前から産後8週間を経過する日まで

・病休: 病休開始30日経過後から60日を経過する日まで

(2) 補助額は1日あたり7,600円以内

事業スキーム



※産休又は病休職員に対し、休業期間中、賃金の全額を支給している必要があります。